

実習に関する抗体検査およびワクチン接種について

京都橘大学 医務室

1. 抗体検査・予防接種が必要な理由

看護学部および健康科学部においては、医療機関や福祉施設など学外施設での実習を予定しています。実習先ではさまざまな感染症にさらされる機会があります。そのため自身を感染症から守り、あるいは自身が感染源となることを防止するために、抗体検査を行い、ワクチン接種を受けることが求められます。抗体検査を受けて、各感染症に対する抗体保有の有無（自身の免疫）を明確にし、抗体が不十分な場合は、ワクチン接種を受けて各感染症に対する免疫をつけておくことは非常に重要です。

2. 検査項目について

- 1) 抗原検査：B型肝炎
- 2) 抗体検査：B型肝炎/小児感染症4種（麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘）

3. 予防接種について

ご自身の抗体検査の結果（抗体価）と、次頁「ワクチン接種フローチャート」に記載している本学の抗体価基準値を確認してください。

■基準値を満たしている場合

ワクチン接種は必要ありません。

■基準値を満たしていない場合

所定回数のワクチン接種が必要です。所定回数や接種間隔については次頁「ワクチン接種フローチャート」で確認し、各自医療機関で速やかにワクチン接種を受けてください。

※ 複数のワクチン接種が必要な場合は医師と相談し、接種スケジュールを立てて進めてください。

※ アレルギーや持病などによりワクチン接種ができない方は、看護・医療系学部グループへ連絡してください。ワクチン接種不可の理由がわかる診断書が必要です。

4. 予防接種証明書および提出方法について

予防接種を受ける際には、医療機関で「予防接種証明書」を発行してもらってください。

「予防接種証明書」には、次の項目について記載が必要です。①ワクチンの種類（記載とロットシール貼付）②実施日③医療機関名④接種を受けた者の氏名。なお、**看護学科の方以外は**、母子健康手帳を使用しても差し支えありません。

【注意】看護学部の方は、学部指定の用紙があります。必ず指定用紙（PDFリンク貼付）を使用してください。

【予防接種証明書提出時の注意点】

- 「予防接種証明書」は、**原本**を看護・医療系学部グループへ速やかに提出してください。その際はコピーをとるなど、各自で接種履歴を管理してください。
- 母子健康手帳を使用した場合は、該当箇所のコピーをとり、学籍番号と氏名を記載し、提出してください。提出時には必ず原本（母子健康手帳）を持参し、該当箇所を提示してください。

5. B型肝炎抗原検査について

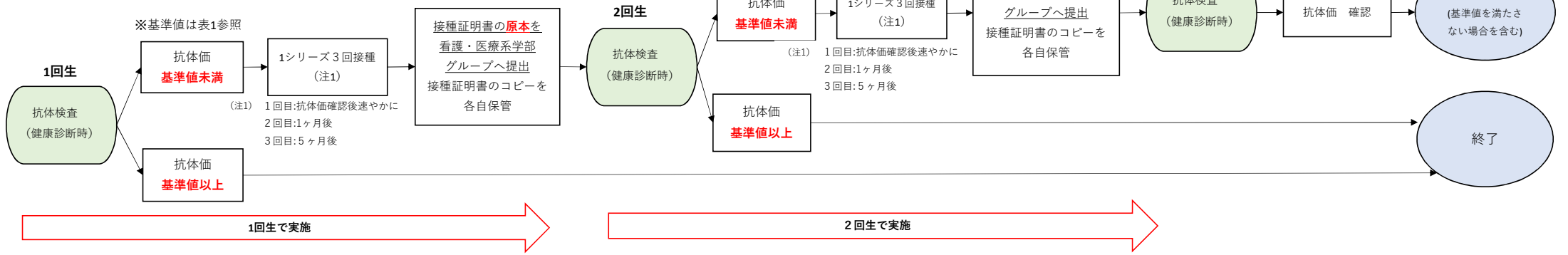
B型肝炎抗原検査の結果が「陽性」の場合は、医務室までご連絡ください。

以上

B型肝炎ワクチン(不活化ワクチン)接種フローチャート

※表1

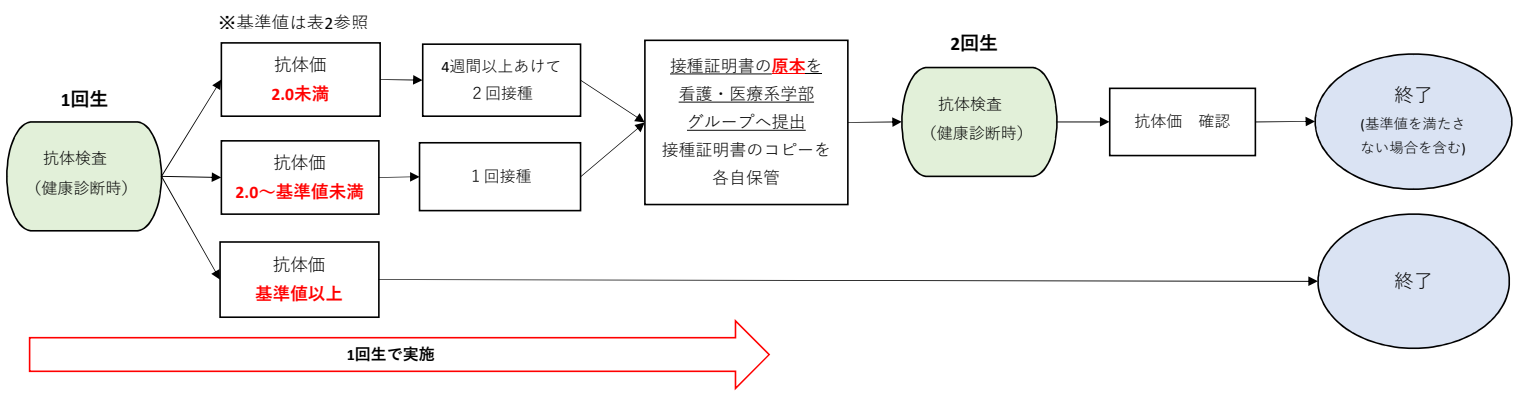
本学の抗体価基準値	HBs抗体 10.0以上 (CLIA法)
-----------	-------------------------



小児感染症ワクチン(生ワクチン)接種フローチャート

※表2

本学の抗体価基準値	麻疹 16.0以上 (EIA法)	風疹 8.0以上(EIA法)	流行性耳下腺炎 4.0以上 (EIA法)	水痘 4.0以上 (EIA法)
-----------	---------------------	-------------------	-------------------------	--------------------



※ 複数のワクチン接種が必要な場合は医師と相談し、接種スケジュールを立てて進めてください。

※ 異なる種類のワクチンを接種する場合は、接種間隔に制限はありません。

- 例：1 不活化ワクチン接種後に生ワクチンを接種する場合 →接種間隔の制限なし
- 2 生ワクチン接種後に不活化ワクチンを接種する場合 →接種間隔の制限なし
- 3 生ワクチン接種後に生ワクチンを接種する場合 →27日以上の間隔を空ける

詳細について下記URLをご確認ください。

厚生労働省：異なる種類のワクチン接種をする際の接種間隔について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/rota_index_00003.html (リンク)